

ID: 839

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	組合員等への事務費の賦課		
法令名 根拠条項	農業保険法 第118条第1項		
法令番号	昭和22年法律第185号		
【基準】 法第118条第1項の規定による。 第百十八条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第十九条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日